



埼玉県報

第69号
令和2年(2020年)
1月7日
火曜日

目次

告示

- 埼玉会館及び彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者の指定（文化振興課）
- 草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- さいたま小川町メガソーラーに係る環境影響評価調査計画書（環境政策課）
- 埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定（産業支援課）
- 埼玉県みどりの村の指定管理者の指定（森づくり課）
- 令和元年度林業種苗生産事業者講習会（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 羽生都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 大宮公園の一部の区域の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 埼玉スタジアム2002公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）

告 示

埼玉県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉会館及び彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目十五番一号

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価

公聴会

二 日時及び場所

ア 令和二年一月二十八日（火）十四時から十五時まで

三郷市役所 全員協議会室

イ 令和二年一月二十八日（火）十七時から十八時まで

吉川市役所 三〇五会議室

ウ 令和二年一月二十九日（水）十四時から十五時まで

草加市立柿木公民館 会議室

エ 令和二年一月二十九日（水）十七時から十八時まで

越谷市役所 第三庁舎一階会議室一

オ 令和二年一月三十一日（金）十四時から十五時まで

八潮市立八條公民館 会議室二

三 都市計画決定権者の名称

三郷市

四 意見を聴こうとする事項

三郷市が作成した草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、エトリオン・エネルギー3合同会社から小川町の区域内において行われるさいたま小川町メガソーラーについて環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 関係地域が所在する市町村

小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

小川町環境農林課

ときがわ町建設環境課

東秩父村産業建設課

寄居町生活環境エコタウン課

ロ 期間

令和二年一月七日（火）から令和二年二月七日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

N e C S T

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十二番一号

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県みどりの村の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社高橋造園

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野二十七番地

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、令和元年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の開催期日等

イ 開催期日

令和二年二月六日（木）

ロ 開催場所

埼玉県飯能市双柳三百五十三番地（飯能合同庁舎内）

川越農林振興センター林業部

ハ 受付時間

午前八時三十分から午前九時〇〇分まで

ニ 講習の時間

午前九時から午後五時まで

二 講習事項及び時間数

イ 種苗に関する法令 二時間

ロ 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

ハ 種苗の生産技術に関する事項 二時間三十分

三 受講手続

講習を受けようとする者は、別記様式による林業種苗生産事業者講習会受講申込書に、一万四千円相当額の埼玉県収入証紙をはり付けて、令和二年一月二十四日（金）までに、埼玉県農林部森づくり課又は住所地を管轄する川越農林振興センター、秩父農林振興センター若しくは寄居林業事務所に提出すること。

四 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

五 その他

その他講習会について不明な点は、埼玉県農林部森づくり課（電話〇四八―八

三〇―四三二一）に照会すること。

別記様式

林業種苗生産事業者講習会受講申込書

年 月 日

埼玉県知事 様

埼玉県収入証紙
はり付け箇所

住 所

氏 名

印

年 月 日 生

林業種苗法第10条第3項第3号イの講習会の講習を受けたいので申し込みます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

告 示

埼玉県告示第八号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（埼玉県行田県土整備事務所管内 道路台帳）

三 作業地域

埼玉県行田県土整備事務所管内

四 作業期間

令和元年十二月十日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九号

測量計画機関である上尾市大谷北部第四土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市大谷北部第四土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

上尾市大字壱丁目地内

四 作業期間

令和元年十二月二十日から令和二年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

羽生市大字上岩瀬の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり

部まちづくり政策課

四 縦覧期間

令和二年一月七日から令和二年一月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、大宮公園の一部の区域の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

大宮第二公園及び第三公園マネジメントネットワーク

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 管理する区域

埼玉県さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉スタジアム2002公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第十三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社リプロ	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
		小寺康次	埼玉県川口市北園町二番十一号